

平成21年 道路交通法改正のポイント（平成21年6月1日施行）

1 悪質・危険運転者対策

違反点数の引き上げ

飲酒運転等の点数が大幅に引き上げられます。

免許欠格期間の延長

「危険運転致死傷」「酒酔い運転・麻薬等運転」「救護義務違反（ひき逃げ）」などを理由に免許の拒否・取消しを受けた場合は、3年以上10年を超えない範囲内で免許を受けることができなくなります。

○ 主な改正例

行為		改正前			改正後	
酒酔い運転		違反点	25点	⇒	違反点	35点
		欠格期間	2年		欠格期間	3年
酒気帯び運転	0.25以上 (注1)	違反点	13点	⇒	違反点	25点
	0.15以上 0.25未満 (注2)	免許停止	停止90日	⇒	欠格期間	2年
		違反点	6点	⇒	違反点	13点
		免許停止	停止30日	⇒	免許停止	90日
ひき逃げ		違反点	23点	⇒	違反点	35点
		欠格期間	2年	⇒	欠格期間	3年
酒酔い運転＋ひき逃げ		違反点	48点＋事故点	⇒	違反点	70点＋事故点
		欠格期間	5年	⇒	欠格期間	10年
酒気帯び運転 ＋ ひき逃げ	0.25以上 (注1)	違反点	36点＋事故点	⇒	違反点	60点＋事故点
	0.15以上 0.25未満 (注2)	欠格期間	3～5年	⇒	欠格期間	8～10年
		違反点	29点＋事故点	⇒	違反点	48点＋事故点
		欠格期間	2～5年	⇒	欠格期間	6～9年
危険運転致死傷罪	死亡	違反点	45点	⇒	違反点	62点
	傷害	欠格期間	5年	⇒	欠格期間	8年
		違反点	45点	⇒	違反点	45～55点
		欠格期間	5年	⇒	欠格期間	5～7年

※ 欠格期間の例示は過去3年以内に前歴がない場合

注1 呼気1リットルにつき、0.25ミリグラム以上のアルコールを保有する状態

注2 呼気1リットルにつき、0.15ミリグラム以上0.25ミリグラム未満のアルコールを保有する状態

2 高齢者対策の推進

講習予備検査(認知機能検査)の導入

75歳以上の方が、免許証の更新をする際には「高齢者講習」の前に「講習予備検査(認知機能検査)」を受けていただき、その結果を「高齢者講習」に役立てます。

検査の目的は何ですか？

高齢運転者の方に対して自己の認知機能の状況を簡易な検査によって自覚してもらい、引き続き安全運転を継続することができるよう支援するためです。

いつ、どこで受けるのですか？

免許証の有効期間の末日の6か月前から自動車学校で高齢者講習の受講前に受けていただくこととなります。

どんな人が受けるのですか？

免許証の有効期間の末日の年齢が

75歳以上の方

かつ

この日(有効期間の末日)が、

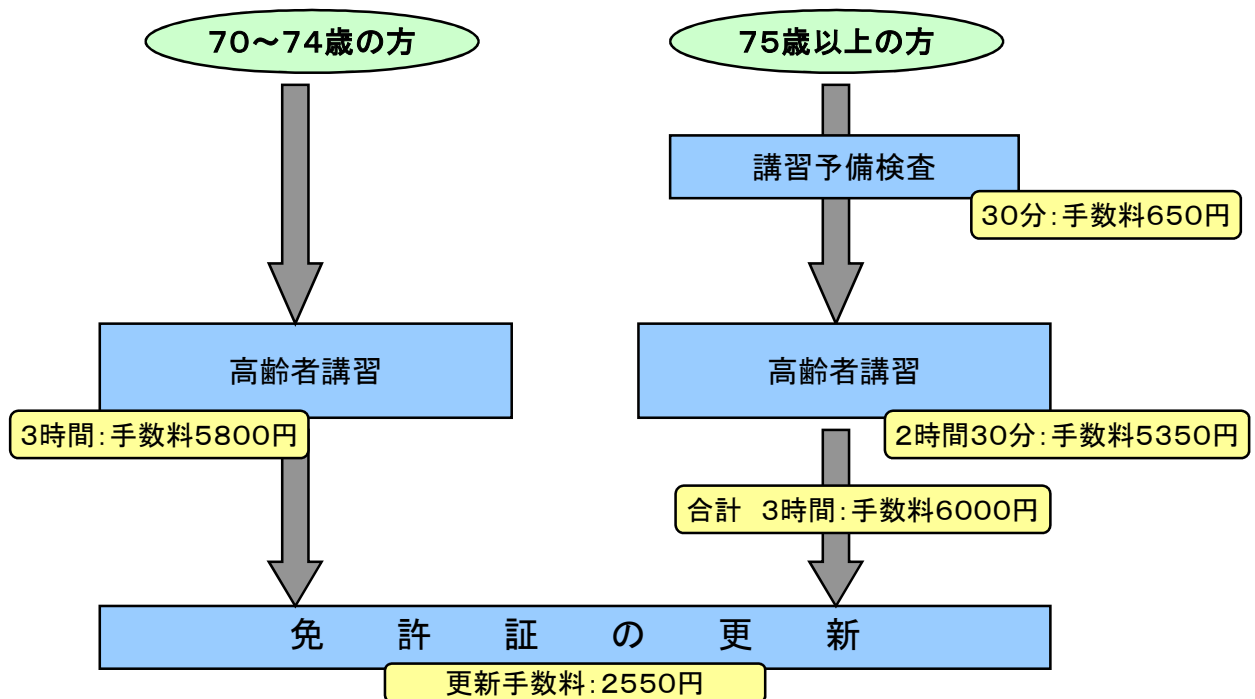
平成21年

12月1日以降の方が

対象となります。



※ 75歳以上の方であっても有効期間の末日が平成21年11月30日までの方は、講習予備検査を受ける必要はありません。



※ 講習予備検査の結果、記憶力、判断力が低くなっているとされた方で、一定期間に信号無視などの一定の交通違反があれば、専門医の診断を受けていただくことになります。認知症と判断された場合には、免許が取消し又は停止されます。

高齢者講習を受講することができる期間の延長

70歳以上の方が免許証更新時に受講しなければならないこととされている「高齢者講習」について、更新期間満了日の6ヶ月前から受講できるようになります。

改正前

更新期間満了日の
3ヶ月前から受講可能



改正後

更新期間満了日の
6ヶ月前から受講可能